

令和5年第2回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和5年6月1日

目 次

承第1号	専決処分の承認について（令和4年度専第17号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第2号	専決処分の承認について（令和4年度専第18号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	10
承第3号	専決処分の承認について（令和5年度専第3号 令和5年度瑞浪市一般会計補正予算（第3号））……………	別冊
議第30号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	11
議第31号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	17
議第32号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議第33号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	19
議第34号	瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	21
議第35号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
議第36号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	25
議第37号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	26
議第38号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	27
議第39号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	28
議第40号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	29
議第41号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	30
議第42号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	31
議第43号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	32
議第44号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	33
議第45号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	34
議第46号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	35
議第47号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	36
議第48号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	37
議第49号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて…	38
議第50号	市道路線の廃止について……………	39
議第51号	市道路線の廃止について……………	40

議第 5 2 号	市道路線の廃止について	4 1
議第 5 3 号	市道路線の廃止について	4 2
議第 5 4 号	市道路線の認定について	4 3
議第 5 5 号	市道路線の認定について	4 4
議第 5 6 号	市道路線の廃止について	4 5
議第 5 7 号	市道路線の認定について	4 6
議第 5 8 号	財産の取得について	4 7
議第 5 9 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊

承第1号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・ 市民税、固定資産税及び軽自動車税に係る課税の特例の改正に対応するための所要の改正
- ・ 個人及び法人市民税等に係る納付書の追加に対応するための所要の改正
- ・ 条項ずれ及び文言の修正を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第46条（略） （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第47条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>第47条の2～第48条の6（略） （法人の市民税の申告納付）</p> <p>第49条 市民税を申告納付する義務のある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号</p>	<p>第1条～第46条（略） （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第47条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式 又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>第47条の2～第48条の6（略） （法人の市民税の申告納付）</p> <p>第49条 市民税を申告納付する義務のある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式 による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号</p>

の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

第50条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第51条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3～4 (略)

第52条～第98条 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第99条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第97条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第97条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期

の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

第50条 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第51条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3～4 (略)

第52条～第98条 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第99条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第97条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第97条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期

限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第102条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

第100条～第101条の2（略）

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第102条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2（略）

第103条～第152条（略）

附 則

第1条～第7条の4（略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3（略）

第9条～第9条の2（略）

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割

限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第102条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第100条～第101条の2（略）

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第102条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2（略）

第103条～第152条（略）

附 則

第1条～第7条の4（略）

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3（略）

第9条～第9条の2（略）

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割

<p>合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 15 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 16 (略) 17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>合) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 15 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 16 (略) 17 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 (略) 2～11 (略) 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した</p>	<p>第10条の3 (略) 2～11 (略)</p>

<p>日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p>	
<p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) (略)</p>
<p>14 (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>第15条の3～第15条の5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>13 (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>)</p> <p>第15条の2 <u>法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 (略)</p> <p>第15条の3～第15条の5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第82条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自</u></p>

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、

____、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の____の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句____とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に

<p>対する第83条の規定の適用については</p> <hr/> <hr/> <p>、 当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	<p>対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>
<p>第16条の3～第17条 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>第16条の3～第17条 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>
<p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>
<p>（1）～（2） （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用す</p>	<p>（1）～（2） （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用す</p>

る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3～第24条 (略)

る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3～第24条 (略)

承第2号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条における項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第33項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4～12（略） （読替規定）</p> <p>13 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第39項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （法附則第15条第33項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4～12（略） （読替規定）</p> <p>13 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

議第30号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・森林環境税の導入に伴う所要の改正
- ・市民税の納税環境整備に対応するための所要の改正
- ・特定小型原動機付自転車の車両区分の変更等に対応するための所要の改正
- ・条項ずれ及び文言の修正を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年7月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第35条の2（略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）	第1条～第35条の2（略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
第35条の3（略）	第35条の3（略）
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____
3（略）	_____
第36条～第37条の3（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	_____当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。
第37条の3の2（略）	3（略）
2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。	第36条～第37条の3（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日	第37条の3の2（略）
	2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日

<p>の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 前2項 _____ の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>第37条の3の3～第38条 (略)</p>	<p>第37条の3の3～第38条 (略)</p>
<p>(個人の市民税の徴収方法等)</p>	<p>(個人の市民税の徴収方法 _____)</p>
<p>第39条 個人の市民税は、第45条、第48条の2第1項、第48条の5又は第53条の5の規定により _____ 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により _____ 徴収する。</p>	<p>第39条 個人の市民税は、第45条、第48条の2第1項、第48条の5又は第53条の5の規定によって _____ 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって _____ 徴収する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p>	
<p>第40条～第41条 (略)</p>	<p>第40条～第41条 (略)</p>
<p>(個人の市民税の納税通知書)</p>	<p>(個人の市民税の納税通知書)</p>
<p>第42条 (略)</p>	<p>第42条 (略)</p>
<p>2 前項の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第48条第1項又は第48条の6第1項の規定により _____ 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により _____ 徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第48条第1項又は第48条の6第1項の規定により _____ 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により _____ 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>	<p>2 前項の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び _____ 県民税額の合算額 _____ (第48条第1項又は第48条の6第1項の規定によって _____ 徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって _____ 徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第48条第1項又は第48条の6第1項の規定によって _____ 徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって _____ 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>
<p>第43条～第44条 (略)</p>	<p>第43条～第44条 (略)</p>
<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>	<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>
<p>第45条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げるもののうち、特別徴</p>	<p>第45条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、同日において給与の支払いを受けている者(次の各号に掲げるもののうち、特別徴</p>

<p>収の方法により <u>徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）</u></p>	<p>収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額</p>
<p>の合算額を特別徴収の方法により <u>徴収する。</u></p>	<p>の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>(1) <u>支払期間</u>が1月を超える期間により定められている給与のみの<u>支払</u>を受ける者</p>	<p>(1) <u>支給期間</u>が1月を超える期間により定められている給与のみの<u>支払い</u>を受ける者</p>
<p>(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で、不定期に給与の<u>支払</u>を受ける者</p>	<p>(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で、不定期に給与の<u>支払い</u>を受ける者</p>
<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により <u>特別徴収の方法により</u> 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により <u>徴収する。</u>ただし、第37条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により <u>徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</u></p>	<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第37条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p>3 前項本文の規定により <u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により</u> 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により <u>徴収することが適当でない</u>と認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により <u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収の方法により徴収していない額</u>の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与者 <u>から</u>給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ<u>特別徴収により徴収していない額</u>の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をするものとなった者（所得税法第183条の規定により <u>給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務があるものに限る。以下この項において同じ。）</u>を通じて当該異動により <u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により</u> 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により <u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）</u>を特別徴収の方法により <u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により</u> 徴収するものとする。ただし、当該</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をするものとなった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務があるものに限る。以下この項において同じ。）を通じて当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該</p>

<p>申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により<u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって<u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>6 特別徴収の方法により<u>個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により<u>徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により<u>徴収する。</u></u></u></p>	<p>6 特別徴収の方法によって<u>個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって<u>徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって<u>徴収する。</u></u></u></p>
<p>第46条～第47条の5 (略) (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>第46条～第47条の5 (略) (給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>
<p>第48条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けないこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により<u>徴収されないこととなった場合には、</u><u>特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合には、</u><u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、</u><u>直ちに、普通徴収の方法により<u>徴収するものとする。</u></u></p>	<p>第48条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けないこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって<u>徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において</u><u>到来する第41条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</u></p>
<p>2 法第321条の6第1項の通知により<u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p>	<p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）においては、<u>当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の規定の例によって当該納税者に還付する</u></p>
<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>	<p><u>ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、法第17条の2の規定の例によってこれに充当する。</u> (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p>
<p>第48条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の</p>	<p>第48条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の</p>

支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第48条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第48条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第41条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

第48条の3～第48条の5 (略)
(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第48条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所

支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第48条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第41条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第48条の3～第48条の5 (略)
(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第48条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第41条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所

<p>得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p>	<p>得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p>
<p>第49条～第82条の9（略） （種別割の税率） 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア～ウ（略） エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 （2）～（3）（略）</p>	<p>—。 第49条～第82条の9（略） （種別割の税率） 第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア～ウ（略） エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの</u><u>を除く。</u>）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円 （2）～（3）（略）</p>
<p>第84条～第152条（略） 附 則 第1条～第15条（略） （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2（略） 2～3（略） 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第15条の3～第16条（略） （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2（略） 2（略） 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第16条の3～第24条（略）</p>	<p>第84条～第152条（略） 附 則 第1条～第15条（略） （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2（略） 2～3（略） 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第15条の3～第16条（略） （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2（略） 2（略） 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第16条の3～第24条（略）</p>

議第31号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由とする介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援について、令和5年4月以後に納期限が到来する令和4年度相当分の保険料まで対象となることが示されたことに伴い、対応する減免規定の整備を行う。

【改正内容】

減免の対象となる介護保険料の適用年度及び納期限を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に市長が定めるところにより、<u>令和4年度の保険料(令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る。)</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に市長が定めるところにより、<u>令和3年度及び令和4年度の保険料(令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る。)</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

議第32号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由とする国民健康保険料の減免に対する財政支援について、令和5年4月以後に納期限が到来する令和4年度相当分の保険料まで対象となることが示されたことに伴い、対応する減免規定の整備を行う。

【改正内容】

減免の対象となる国民健康保険料の適用年度及び納期限を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、別に市長が定めるところにより、<u>令和4年度の保険料(令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る。)</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、別に市長が定めるところにより、<u>令和3年度及び令和4年度の保険料(令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る。)</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

議第33号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号）の改正により県単独土地改良事業における県補助金割合等が変更されたため、同事業における市の分担率をこれまで同様とする改正を行う。

【改正内容】

別表中県単独土地改良事業の分担率及び事業名を変更し、分担率の表記を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新					旧				
第1条～第3条（略） （特別徴収金の額）					第1条～第3条（略） （特別徴収金の額）				
第4条 土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、法第113条の3第2項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われた場合又は当該事業により畑として造成等がされた農地について開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の定める面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する特別徴収金の額は、市営土地改良事業のうち市長が指定するものにあつては、市が当該事業について県から交付を受けた補助金の額に市が負担した額を加えた額相当額に前条に規定する分担金の算出方式により当該転用農地又は開田農地に割りふって得られる額（農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とし、県営土地改良事業にあつては、 <u>岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例</u> （昭和33年岐阜県条例第4号） <u>第4条の2第2項</u> に定める額に相当する額とする。					第4条 土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、法第113条の3第2項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われた場合又は当該事業により畑として造成等がされた農地について開田が行われる場合（当該転用に係る農地の面積が知事の定める面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において、当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する特別徴収金の額は、市営土地改良事業のうち市長が指定するものにあつては、市が当該事業について県から交付を受けた補助金の額に市が負担した額を加えた額相当額に前条に規定する分担金の算出方式により当該転用農地又は開田農地に割りふって得られる額（農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額）とし、県営土地改良事業にあつては、 <u>岐阜県土地改良事業負担金及び分担金徴収条例</u> （昭和33年岐阜県条例第4号） <u>第4条の2第1項</u> に定める額に相当する額とする。				
第5条～第7条（略） 別表（第3条関係）					第5条～第7条（略） 別表（第3条関係）				
事業区分				分担率	事業区分				分担率
土地改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)	土地改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)
団体営	(略)	(略)	(略)	(略)	団体営	(略)	(略)	(略)	(略)

土地改良事業	基盤整備促進事業		事業の額から県から交付を受けた補助金の額を控除した額(以下「補助残額」という。)の100分の40
県単独土地改良事業	かんがい排水事業		補助残額の100分の40
	ほ場整備事業		補助残額の100分の40
	農道整備事業		補助残額の100分の40
	農地防災対策事業		補助残額の100分の40
市単独土地改良事業			100分の40
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

土地改良事業	基盤整備促進事業		事業の額から県から交付を受けた補助金の額を控除した額(以下「補助残額」という。)の100分の40
県単独土地改良事業	かんがい排水事業		100分の24
	ほ場整備事業		100分の28
	農道整備事業		100分の24
	ため池等整備事業		100分の24
市単独土地改良事業			100分の40
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

議第34号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

電気料金等管理経費の上昇に伴い、瑞浪市産業振興センターの会議室等の使用料を改定する。

【改正内容】

瑞浪市産業振興センターの会議室等の使用料を、電気料金等管理経費の上昇分を含めた使用料に改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年10月1日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1 (第8条関係)			別表第1 (第8条関係)		
施設名	使用料		施設名	使用料	
	最初の3時間まで	以後1時間ごとにつき		最初の3時間まで	以後1時間ごとにつき
大ホール	20,400円	6,800円	大ホール	13,200円	4,400円
大会議室	7,800円	2,600円	大会議室	4,800円	1,600円
中会議室	6,000円	2,000円	中会議室	3,600円	1,200円
小会議室	5,100円	1,700円	小会議室	3,000円	1,000円
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2 (第8条関係)			別表第2 (第8条関係)		
設備名	使用料 (1回当たり)		設備名	使用料 (1回当たり)	
	摂氏850度以下	摂氏1,250度以下		摂氏850度以下	摂氏1,250度以下
焼成炉 (電気炉 15キロワット)	4,700円	8,600円	焼成炉 (電気炉 15キロワット)	3,600円	6,600円
焼成炉 (電気炉 6キロワット)	2,000円	3,800円	焼成炉 (電気炉 6キロワット)	1,600円	2,900円
別表第3 (略)			別表第3 (略)		

議第35号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）の公布に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、位置、構造及び管理に関する基準の改正並びに喫煙等に関する基準のうち、図記号による標識の統一を図るための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第11条（略） （急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては _____、この限りでない。</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>（2） その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>（6） コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>（7） コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないよう</p>	<p>第1条～第11条（略） （急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう</p> <p>_____。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>（2） そのきょう体は不燃性の金属材料で造ること。_____</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>（6） 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>（7） 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が_____外れないよう</p>

<p>にする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクター_____</p>	<p>にする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる_____こと。</p> <p>(12) 自動車等_____の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)_____について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p>
<p>_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)_____について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。</p>	<p>_____こと。</p> <p>(12) 自動車等_____の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池_____について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア～エ (略)</p>
<p>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p>	<p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(避雷設備)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>(避雷設備)</p>
<p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならぬ。</p>	<p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格_____に適合するものとしなければならぬ。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第17条～第22条の2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第17条～第22条の2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p>
<p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p>	<p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p>
<p>3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該</p>	<p>4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該</p>

喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6～7 （略）

第24条～第51条 （略）

別表第1～別表第6 （略）

別表第7 削除

別表第8 （略）

喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。




6～7 （略）

第24条～第51条 （略）

別表第1～別表第6 （略）

別表第7（第23条関係）

別表第8 （略）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

議第36号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	とお やま ひで とし 遠 山 英 俊
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	自営業・組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：5ha 畑：2a
学歴	中京商業高等学校 卒業
経歴	昭和49年 3月 日本調理師学校 卒業 昭和49年 4月 株式会社マイアミ 入社 昭和51年 3月 株式会社マイアミ 退社 昭和51年 3月 フランス料理バンマリー 入社 昭和53年 9月 フランス料理バンマリー 退社 昭和53年 9月 アイリン 入社 昭和56年 9月 アイリン 退社 昭和57年 3月 コーヒー&ブランチ「アイボリーコースト」開業 平成28年 1月 農事組合法人とうぶ営農 理事就任 現在に至る
備考	新任

議第37号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	みず の やす き 水 野 安 喜
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：22a
学歴	岐阜県立多治見工業高校 卒業
経歴	昭和46年 4月 森八製陶所 入社 平成14年 4月 大川機械化営農組合 理事就任 平成20年 4月 森八製陶所 代表就任 令和元年 5月 大川機械化営農組合 代表理事就任 現在に至る
備考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 令和2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 現在に至る

議第38号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	おぐりともゆき 小栗智幸
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	団体職員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：84a 畑：5a
学歴	中京商業高等学校 卒業
経歴	昭和52年 4月 白石薬品興業 入社 昭和52年 7月 白石薬品興業 退社 昭和52年 8月 瑞浪市農業協同組合 入組 平成9年 4月 合併により陶都信用農業協同組合 平成22年 3月 陶都信用農業協同組合 退職 平成22年 4月 日吉機械化営農組合 入組 平成27年 1月 日吉機械化営農組合 理事就任 令和2年12月 日吉機械化営農組合 理事退任 現在に至る
備考	新任

議第39号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	やす だ きよ かず 安 田 清 和
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：62.16a 畑：12.91a
学歴	大阪学院大学 卒業
経歴	平成9年 4月 大湫機械化営農組合（アルバイト） 勤務 平成24年 6月 大湫機械化営農組合 理事就任 現在に至る
備考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 令和2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 現在に至る

議第40号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	わた なべ よし たか 渡 邊 美 孝
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	畑：20a
学歴	岐阜県立多治見工業高校 卒業
経歴	昭和49年 4月 愛知機械工業株式会社 入社 平成 5年 8月 愛知機械工業株式会社 退職 平成 5年 9月 住江織物株式会社 入社 平成21年12月 スミノエティジンテクノ株式会社 出向 平成28年11月 スミノエティジンテクノ株式会社 退職 平成29年10月 農事組合法人ふかさわ 理事就任 令和 4年 2月 農事組合法人ふかさわ 代表理事就任 現在に至る
備考	令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る

議第41号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	おお やま みち はる 大 山 理 晴
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：49a 畑：12a
学歴	中部工業大学 卒業
経歴	昭和44年 4月 株式会社竹中土木 入社 平成22年 3月 株式会社竹中土木 退社 現在に至る
備考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（4期目） 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（5期目） 現在に至る

議第42号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	かつ また ます お 勝 股 増 夫
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：35a 畑：1a
学歴	岐阜県農業短期大学校 卒業
経歴	昭和50年 4月 南土岐信用農業協同組合 勤務 平成 9年 4月 合併により陶都信用農業協同組合 平成18年 3月 陶都信用農業協同組合 退職 平成25年12月 瑞浪市民生委員・児童委員 就任 現在に至る
備考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（4期目） 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（5期目） 現在に至る

議第43号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	すず き ろく ろう 鈴 木 録 郎
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：14a
学歴	愛知県立一宮高校 卒業
経歴	昭和43年 4月 日本国有鉄道 入社 昭和62年 4月 日本国有鉄道 退社 昭和62年 4月 東海旅客鉄道株式会社 入社 平成23年 5月 東海旅客鉄道株式会社 退社 平成23年 6月 東海旅客鉄道株式会社 (専任社員) 入社 平成28年 5月 東海旅客鉄道株式会社 (専任社員) 退社 現在に至る
備考	平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (1期目) 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (2期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (3期目) 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (4期目) 現在に至る

議第44号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	おく むら まさ こ 奥 村 正 子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：20a
学歴	岐阜県立瑞浪高校 卒業
経歴	昭和46年 4月 肥田農業協同組合 勤務 昭和48年 3月 肥田農業協同組合 退職 昭和53年 4月 有限会社美濃観光物産 入社 平成14年 4月 有限会社美濃観光物産 退社 現在に至る
備考	平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 現在に至る

議第45号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	あ だち まさ ゆき 足 立 正 之
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：70a 畑：20a
学歴	岐阜県立恵那農業高校 卒業
経歴	昭和49年 4月 瑞浪市役所 奉職 平成25年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 現在に至る

議第46号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	つち や とし こ 土 屋 敏 子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	畑： 5a
学歴	東海学園女子短期大学 卒業
経歴	平成16年12月 瑞浪市民生委員・児童委員 就任 平成25年11月 瑞浪市民生委員・児童委員 退任 現在に至る
備考	令和 2年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る

議第47号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	か のう とみ お 加 納 富 雄
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	会社員
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：34a 畑：5a
学 歴	岐阜県立中津川高校 卒業
経 歴	昭和44年 4月 日本国有鉄道 入社 昭和62年 4月 日本国有鉄道 退社 昭和62年 4月 東海旅客鉄道株式会社 入社 平成25年 4月 東海旅客鉄道株式会社 退社 平成25年 4月 ジェイアール東海物流株式会社(契約社員) 入社 現在に至る
備 考	新任

議第48号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	あん どう りょう いち 安 藤 良 一
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：34a 畑：5a
学歴	中部工業大学 卒業
経歴	昭和54年10月 瑞浪市役所 奉職 平成25年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	新任

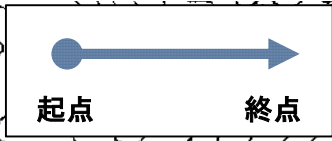
議第49号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	なる せ よし み 成 瀬 良 美
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	無
学歴	岐阜県立衛生専門学校 卒業
経歴	昭和58年 5月 瑞浪市役所 奉職 令和 3年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	新任

議第50号 市道路線の廃止について

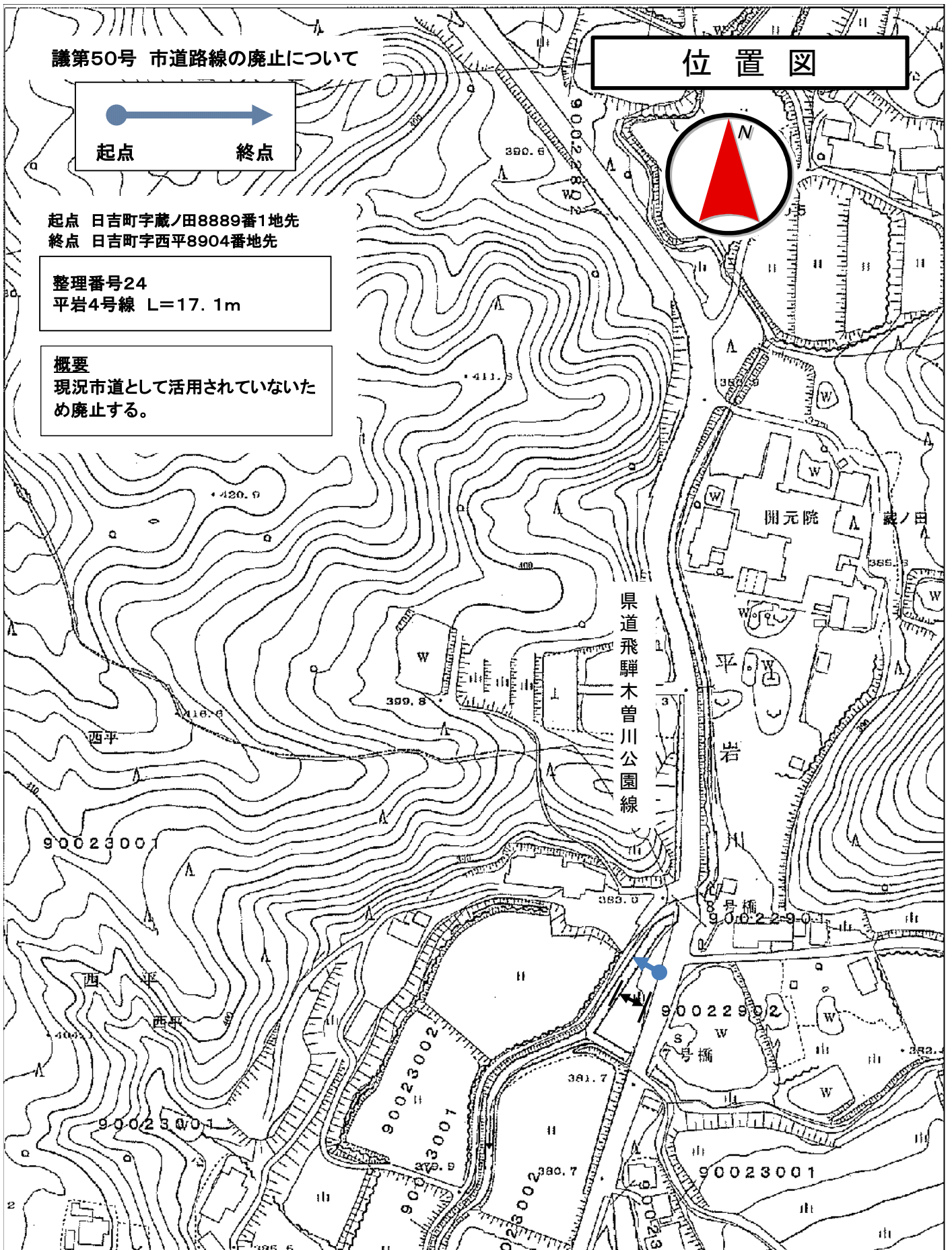
位置図



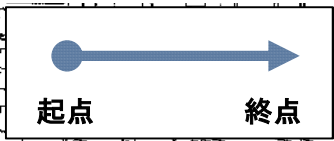
起点 日吉町字蔵ノ田8889番1地先
終点 日吉町字西平8904番地先

整理番号24
平岩4号線 L=17.1m

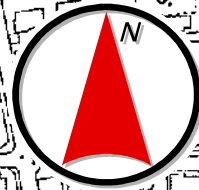
概要
現況市道として活用されていないため廃止する。



議第52号 市道路線の廃止について



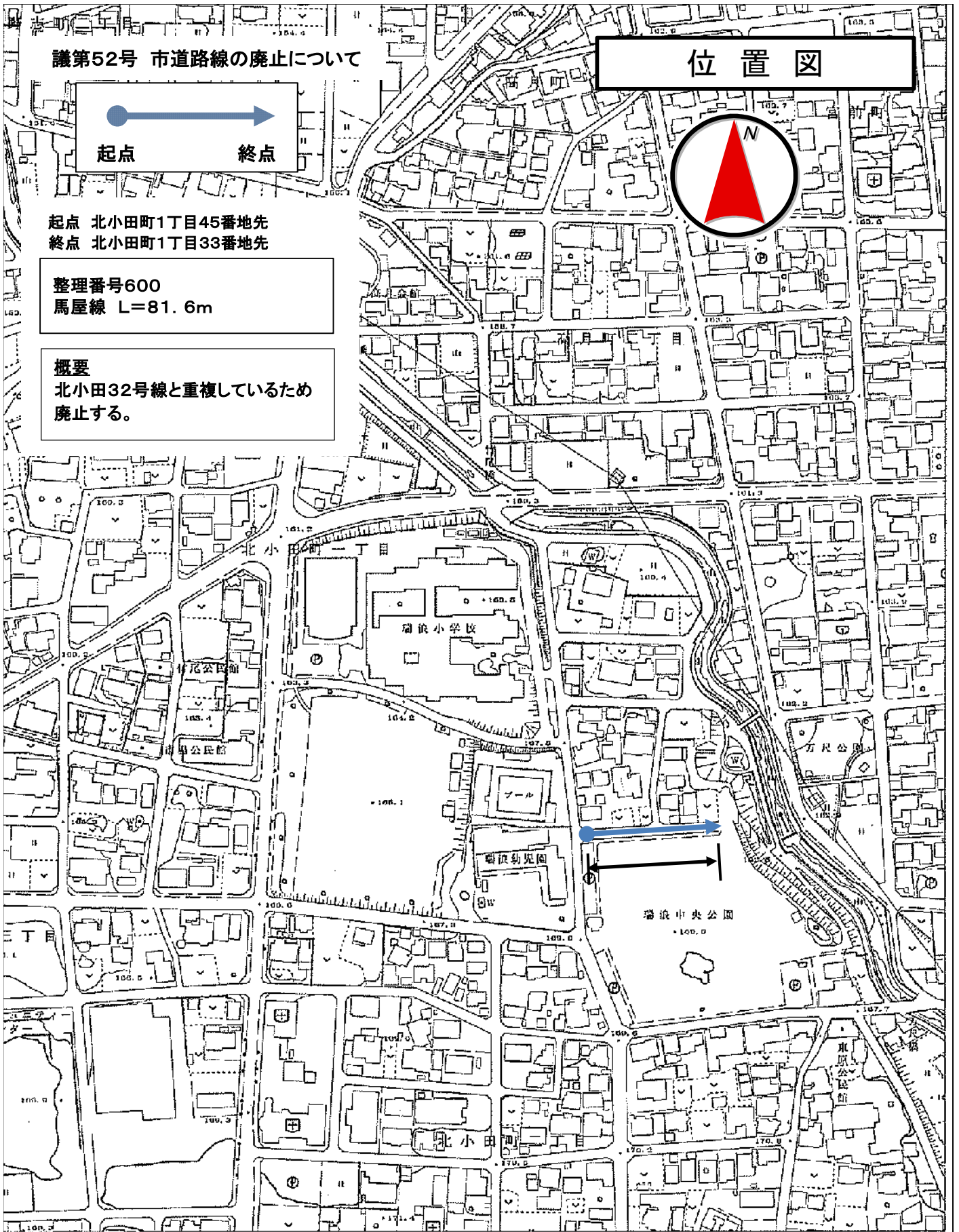
位置図



起点 北小田町1丁目45番地先
終点 北小田町1丁目33番地先

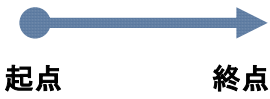
整理番号600
馬屋線 L=81.6m

概要
北小田32号線と重複しているため
廃止する。



議第53号 市道路線の廃止について

位置図



起点 土岐町字浦田3456番1地先
終点 土岐町字東半入道3649番地先

整理番号473
名滝・浦田1号線 L=775.8m

概要
国道19号瑞浪恵那道路の整備により
市道が分断されるため、再編する。



白狐温泉神明水

みずなみ陶生苑

白鳥宿

其木

市営住宅公文垣内団地

市営住宅名滝団地

名滝公民館

名滝観音堂

土岐町

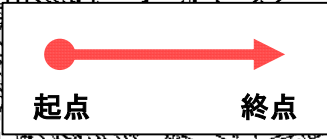
東半入道

町半入道

小淵

議第54号 市道路線の認定について

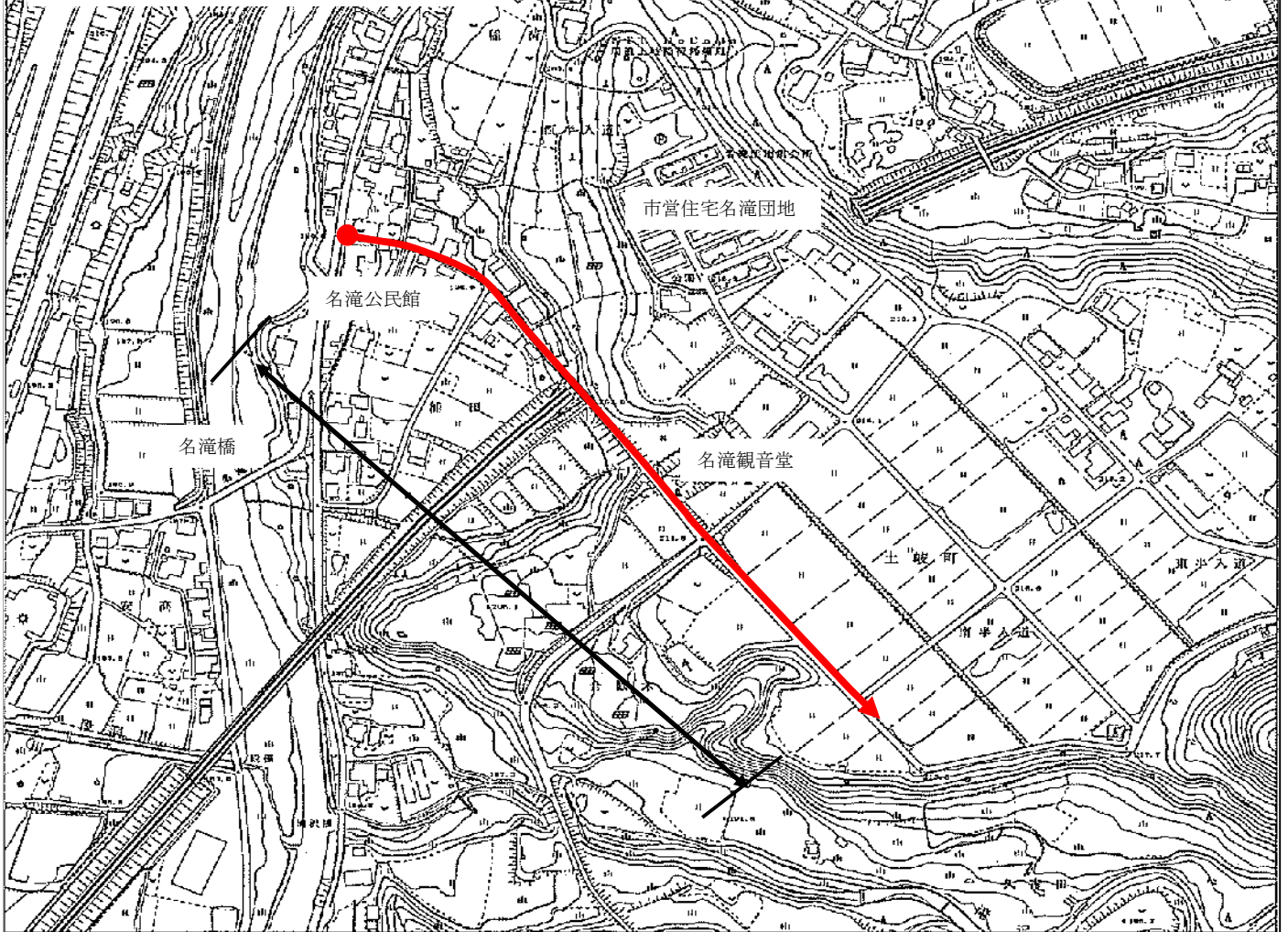
位置図



起点 土岐町字浦田3456番1地先
終点 土岐町字南半入道3724番地先

整理番号1684
浦田・南半入道線 L=444.3m

概要
国道19号瑞浪恵那道路の整備により
市道が分断されるため、再編する。



議第55号 市道路線の認定について

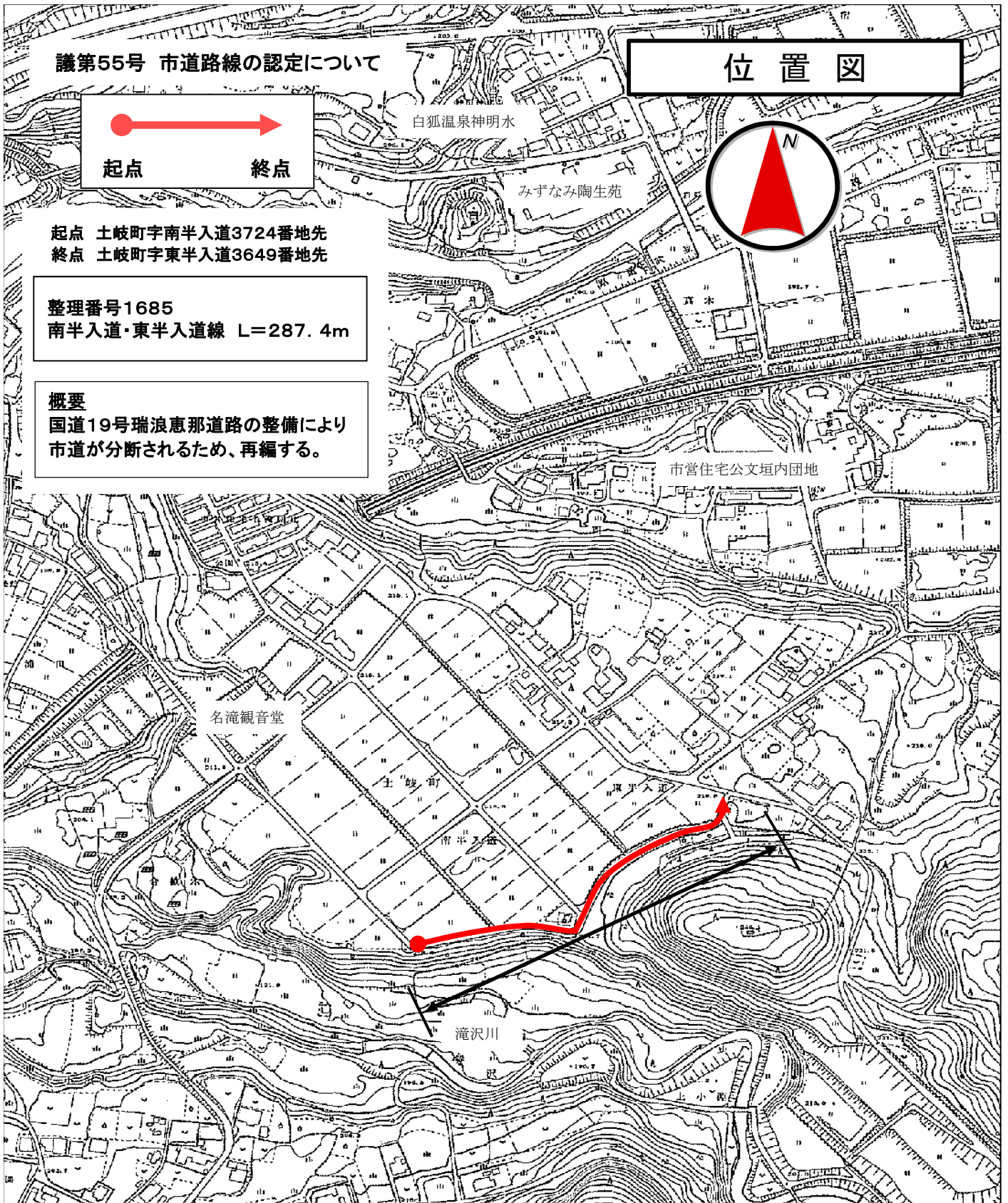
位置図



起点 土岐町字南半入道3724番地先
終点 土岐町字東半入道3649番地先

整理番号1685
南半入道・東半入道線 L=287.4m

概要
国道19号瑞浪恵那道路の整備により
市道が分断されるため、再編する。



議第56号 市道路線の廃止について

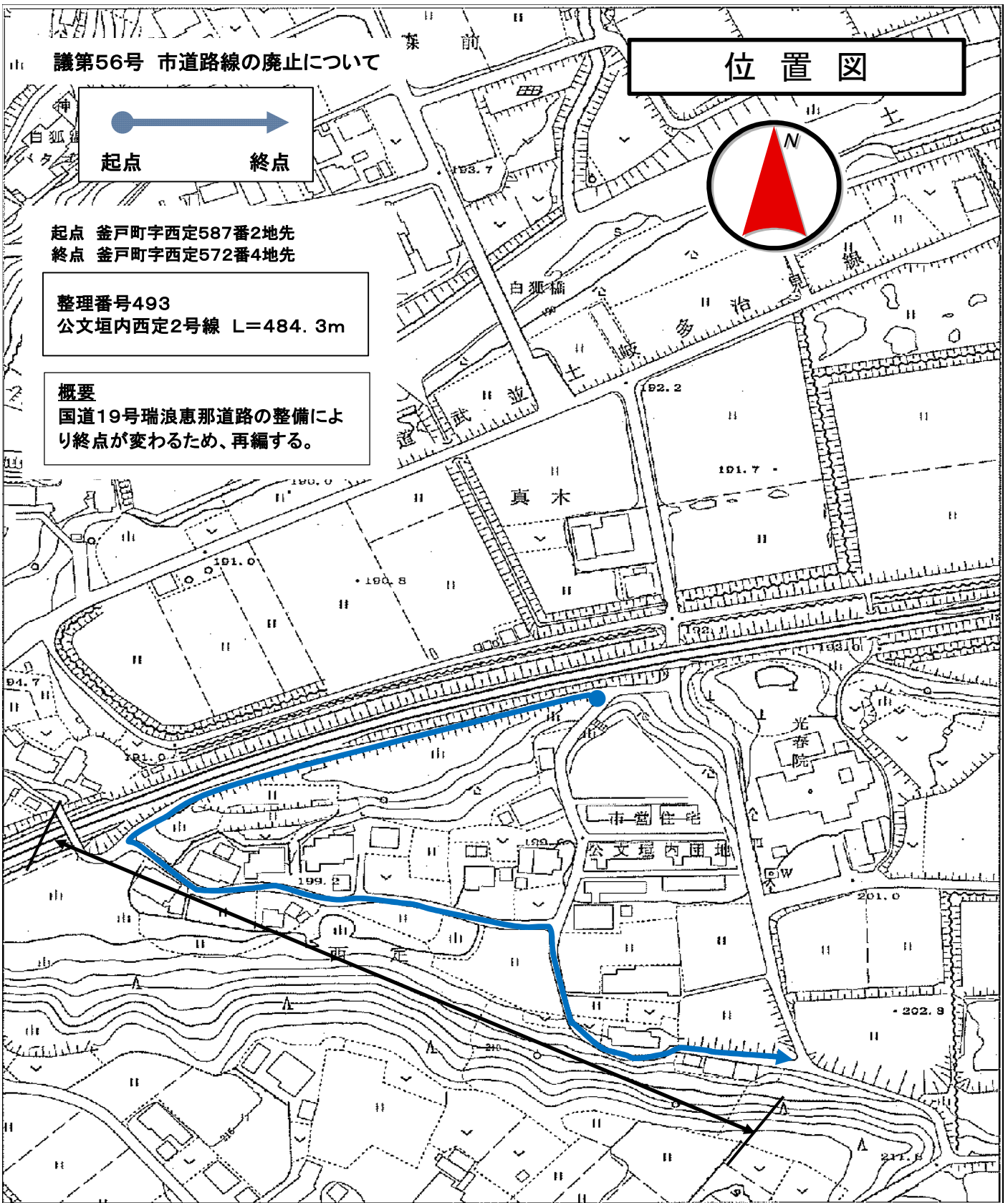
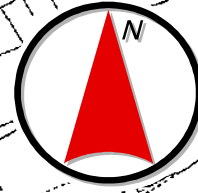
位置図



起点 釜戸町字西定587番2地先
終点 釜戸町字西定572番4地先

整理番号493
公文垣内西定2号線 L=484.3m

概要
国道19号瑞浪恵那道路の整備により
終点が変わるため、再編する。



議第57号 市道路線の認定について

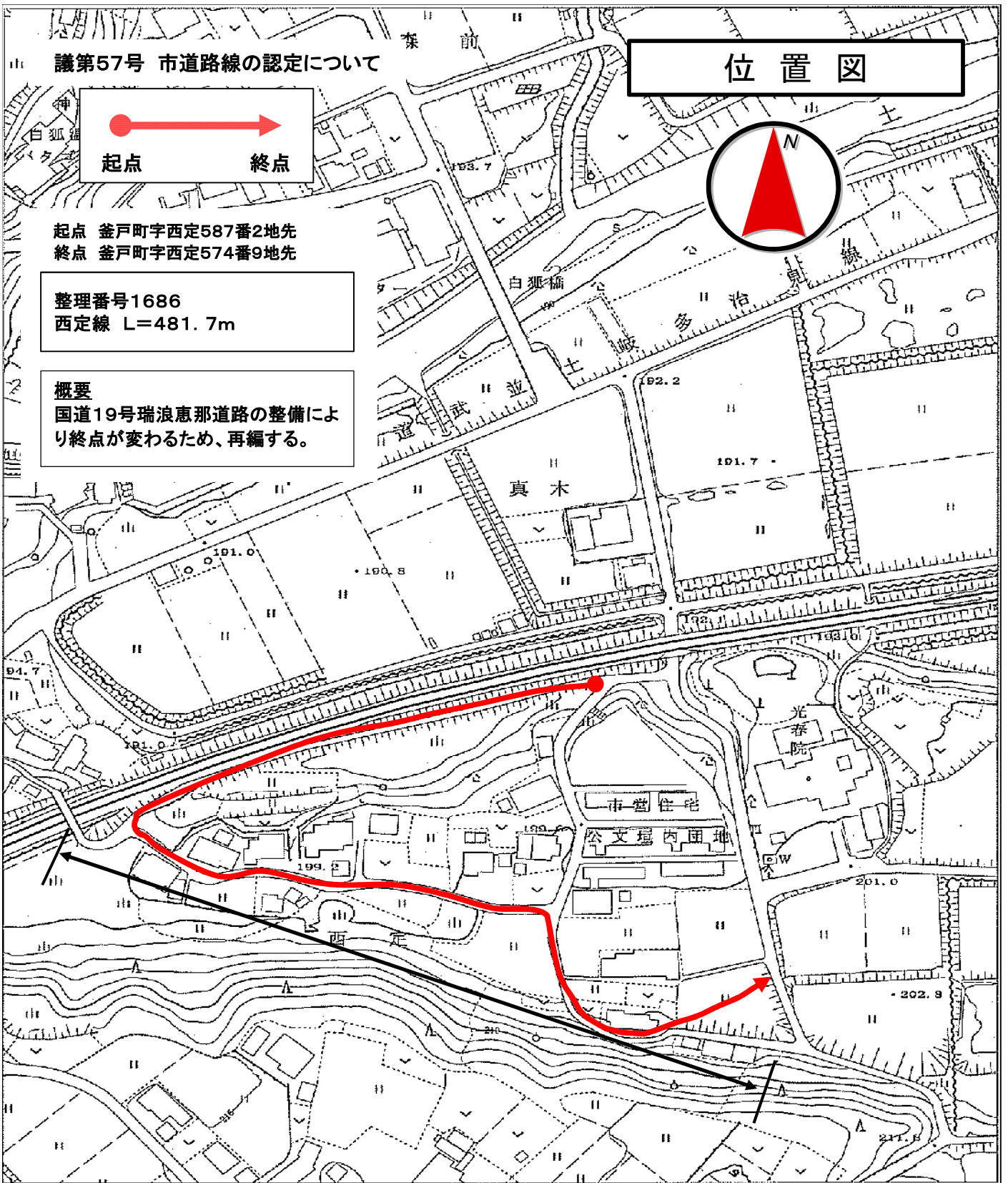
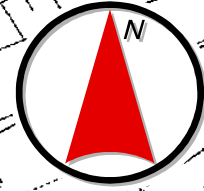
位置図



起点 釜戸町字西定587番2地先
終点 釜戸町字西定574番9地先

整理番号1686
西定線 L=481.7m

概要
国道19号瑞浪恵那道路の整備により終点が変わるため、再編する。



議第58号 財産の取得について

概 要

取得の目的	職員が使用する事務用パソコンの老朽化とWindows 11への対応のため、パソコンを更新する。
取得金額	41,437,000円
取得する財産の概要	<p>コンバーチブル型ノートパソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体 富士通 LIFEBOOK U5313X/M ・OS Windows11 Pro ・ソフトウェア Microsoft 365 Apps for enterprise ライセンス 12か月分 ・その他 マウス、タッチペン ・数量 204台 <p>ノートパソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体 富士通 LIFEBOOK A5513/M ・OS Windows11 Pro ・ソフトウェア Microsoft 365 Apps for enterprise ライセンス 12か月分 ・その他 マウス ・数量 83台
取得の相手方	<p>岐阜県瑞浪市一色町4-13 株式会社中央ビジネス 代表取締役 桑原 一平</p>
備考	